



# 水道管の耐震化状況と工事の進め方

上下水道局では、安心して利用できる安全な水を安定的に供給できるよう、水道管の更新及び耐震化を進めております。

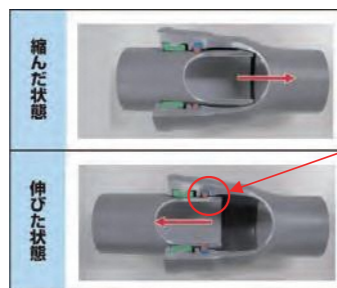
水道管の更新に際しては、地震だけでなく津波や液状化などの二次災害にも耐えられるよう“伸縮性”・“屈曲性”・“離脱防止機能”を有する耐震管を採用しています。なお、令和5年3月末時点における基幹管路※1の耐震適合率※2は62.9%となっております。(全国平均41.2% 令和4年3月末時点)

※1 [基幹管路]：口径300mm以上の主要な送配水管

※2 [耐震適合率]：耐震管と、地盤の固さを考慮すれば耐震性能があると評価できる水道管が占める割合



耐震管の布設状況



耐震管 (資料提供：日本ダクティル鉄管協会)

管の先端部には突起が付いているため、強い力で引っ張られても引っ掛かって抜けない!

老朽化すると、漏水が発生する可能性が高まるだけでなく、地震が発生した際に管の接合部が抜けてしまうことがあります。

新たに布設する水道管は、耐食性、耐久性、耐震性にも優れているダクティル<sup>ちゆうてつかん</sup>鉄管という管種を使用しています。



布設替え



\*資料提供：日本ダクティル鉄管協会

## 水道管布設替工事の一般的な手順



① 試掘  
工事の前に他の占用物の調査をします。



② アスファルト舗装切断  
アスファルトカッターを使用します。



③ 工事のための掘削  
掘削機械で穴を掘ります。



④ 既設管撤去  
古い水道管を撤去します。



⑤ 新しい水道管布設  
耐震性にも優れた新しい管を布設します。



⑥ 埋戻し・締固め  
道路に凸凹ができないように埋戻します。



⑦ 舗装復旧(完了)  
道路を元通りにして完成です。

【お問い合わせ】水道工務課 TEL：941-7807 FAX：941-7827

## 雨水管きよ更生工法の紹介 (ハーゲラ川・ガープ川)

上下水道局では、長期的な視点で下水道施設全体の優先順位付けを行い、施設の点検・調査を実施し、老朽化が確認された管きよの改築工事を実施しています。

雨水管きよ更生工法とは下水道改築工法の1つであり、地上部での開削工事を必要としないため、現場周辺の住民生活や道路交通への影響を少なくできることが大きなメリットとなります。

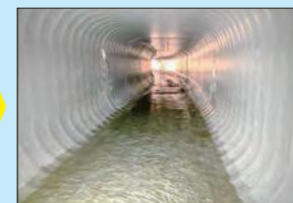
老朽化した既設管の内側に被覆加工(製管)を行い、更生することで、新管同等の耐荷性能、耐震性能、流下性能等を確保することができます。

ハーゲラ川(寄宮)雨水管きよ更生工事

ガープ川(宇栄原)雨水管きよ更生工事



施工前



施工後



施工前



施工後

【お問い合わせ】下水道課 TEL：941-7808 FAX：941-7828

## 公共下水道接続のための資金貸付及び補助

汲み取り便所及び浄化槽式便所を廃止して公共下水道へ接続する工事費用について、諸要件を満たす場合は、上下水道局から資金の貸付、補助を受けることができます。

排水設備工事指定店から見積書を受け取り後、工事依頼前にご相談ください。

※工事申請後は受付出来ませんので、ご注意ください。(新築工事は対象外)



### 貸付

#### 1. 貸付金額・償還方法

1設備につき40万円以内。ただし、共同住宅(同一所有者)は100万円以内。無利息40回以内の毎月均等払い。

#### 2. 借受人の要件

貸付の対象者：家屋の所有者及び所有者の承諾を受けた家屋の使用人(借家人)  
所得要件：所得額50万円以上～1,000万円以下の方  
(共同住宅の場合)所得額100万円以上～1,250万円以下の方

#### 3. 連帯保証人

連帯保証人が1人必要です。※所得要件等あります。

### 補助(1～3持家対象※賃貸住宅は対象外)

#### 1. 生活扶助世帯補助

生活扶助世帯には、工事費の全額を補助します。

#### 2. 障がい者世帯補助

身体障害者手帳(1、2級)、療育手帳(A1、A2)、又は精神障害者保健福祉手帳(1、2級)をお持ちの世帯は、工事費の25万円以内で補助します。※所得要件があります。

#### 3. 低所得世帯補助

・年間所得が50万円未満の世帯員のみの方は、工事費の30万円以内。  
・年間所得が50万円以上100万円未満の世帯員がいる場合は、工事費の3分の1の額で15万円以内。  
※世帯員に100万円以上の所得者がいる場合は該当しません。

#### 4. 低地帯建物の下水道接続補助 ※所有者が居住している共同住宅も対象。

建物が道路より低い位置にあり、汚水ポンプを使用しなければ公共下水道へ接続できない場合は、ポンプ設置工事費の5分の3の額で30万円以内を補助します。(2棟以上又は共同住宅の場合は50万円以内) ※所得要件があります。

◎上記は、貸付、補助を受ける場合の目安です。その他要件もございます。

【お問い合わせ】料金サービス課 TEL：941-7810 FAX：941-7820